

美作市立作東中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月 策定

いじめに関する現状と課題

・令和6年度も、生徒は生徒会活動や部活動などに自主的に取り組み、落ち着いて学校生活を送ることができた。しかし、日々の学校生活の中では、心ない言動や他者を尊重する気持ちの欠如など、いじめにつながりそうな事案も見られる。生徒会のスローガン「FIRSTへーを十に愛える」を軸に生徒の自治的な活動を支え、学校のあたたかな雰囲気づくりに努めた。また、深夜までオンラインゲームをしている生徒がいたり、スマホ等でいつでも簡単に動画などを配信できたりする状況があるので、生徒・保護者への啓発活動も毎年、継続して行う必要がある。現在、生徒指導委員会を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対応のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には生徒指導主事以外にも養護教諭、各学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
・いじめの早期発見のために各種アンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに得られた情報を教職員間で共有を図る。
＜重点となる取組＞
・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
・「いじめについて考える週間」において生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さずトラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
・生徒のインターネット利用実態を踏まえ各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

・学校基本方針を学校のホームページなどに掲載し、内容を理解できるようにする。また、PTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区別懇談会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
・学校評議員の協力を得て、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
・学校便りやPTA会報等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応

＜対策委員会の開催時期＞

・年3回開催

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞

・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

＜構成メンバー＞

・校外
カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
・校内
校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

・美作市教育委員会

＜連携の内容＞

・ネットトラブルによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣
＜学校側の窓口＞
・教頭

＜連携機関名＞

・美作警察署

＜連携の内容＞

・非行防止教室の実施
・定期的な情報交換、連絡会議の開催
＜学校側の窓口＞
・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

(教員研修)
・教職員の指導力向上のための研修として、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。
(生徒会活動)
・いじめについて考える週間において生徒会主催の生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
(居場所づくり)
・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
(学校生活)
・生徒の訴える力の育成や見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。
・いじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道德教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
(情報モラル教育)
・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を各学年において行う。

② 早期発見

(実態把握)
・生徒の実態把握のための生活アンケートを実施する。また、6月にいじめアンケートを、学期ごとに学期末アンケートを実施する。さらに、年2回の教育相談を行うことで生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見に積極的に努力する。
(相談体制の確立)
・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
(情報共有)
・統一の記録用紙をつくり、生徒の気になる変化や行いがあつた場合、学年団や生徒指導委員会等で早急に情報共有できる体制をつくる。
(家庭への啓発)
・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③ いじめへの対応

(いじめの有無の確認)
・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から情報を集約し、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
(いじめへの組織的対応の検討)
・いじめの発見・通報・報告を受けた教職員は、速やかに、いじめ対策委員会に情報を報告する。
・生徒の状況等については、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する。
(いじめられた生徒への支援)
・いじめがあつたことが確認された場合には、いじめられた生徒を最優先で守り抜くことを最優先にし、100%の解決を目指し、組織的に徹底的に解消に取り組む。
(いじめた生徒への指導)
・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。